

柳井市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象)

第3条 広告掲載の対象となる市の資産は、次に掲げる資産のうち、市が広告媒体として活用することを決定したものとする。

- (1) 市が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 市のウェブページ
- (3) 市の財産
- (4) その他広告媒体として活用することができると認められる市の資産

(広告掲載の承認)

第4条 広告掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、その掲載する広告について、あらかじめ市の承認を受けるものとする。

(広告の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 市税の滞納がある者の広告
- (10) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると認められるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定めるものとする。

(広告媒体の種類及び規格等)

第6条 広告掲載を行う広告媒体の種類、規格等は、所管する部署において別途定めるものとする。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法、掲載価格、選定方法等については、当該広告媒体ごとに、所管する部署において別途定めるものとする。

(広告掲載順序)

第8条 同一の広告媒体について掲載希望者が複数ある場合は、掲載する広告の順位は、次に掲げる順序とし、同一順序の掲載希望者が複数ある場合は、抽選により決定するものとする。

- (1) 公共団体、公社、公団、公益法人又はこれらに類するものに係わる広告
- (2) 私企業の内、公共的性格を持ち、市内に事業所等を有するものに係わる広告
- (3) 前号以外の企業で、市内に事業所等を有するものに係わる広告
- (4) その他広告掲載基準を満たすものに係わる広告

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載の申込みは、広告媒体ごとに定める広告掲載申込書を提出することにより行うものとする。

2 前項の提出に際し、必要に応じて、確定申告書、納税証明書等の審査資料の提出を求めることができるものとする。

(業務の委託)

第10条 市は、第7条から前条までに規定する業務を広告代理店等に委託することができる。

2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項は、所管する部署ごとに別途定めるものとする。

(広告内容の責任)

第11条 掲載する広告内容に関する一切の責任は、掲載希望者が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
 - (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
 - (3) 広告の申込みに当たって、虚偽の内容があったとき。
 - (4) 広告主の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
 - (5) 広告主が書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。
 - (6) 広告主が別に定める規制業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
 - (7) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 前項第1号から第6号までのいずれかに該当したことにより、広告の撤去等が必要となつ

たときは、その費用は、広告主が負うものとする。

(広告料の還付)

第13条 既納の広告料は、還付しない。ただし、市長は、広告主の責めに帰さない理由により当該広告の掲示を行わなかった場合は、当該広告料を還付するものとする。

(審査会)

第14条 広告掲載する広告の可否を審査するため、柳井市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会の委員長は、総務部長をもって充て、委員は、財政課長及び政策企画課長をもって充てる。
- 3 委員長は、前項に定める委員のほか、審査する内容に関連する所管の課長を臨時の委員として加えることができるものとする。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、財政課長がその職務を代行する。

(会議)

第15条 審査会の会議は、広告内容等、広告掲載に関して疑義が生じた場合において委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第16条 審査会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか広告掲載に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。